

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☝ 使用人兼務役員で節税しよう

Q：役員は使用人兼務役員にしておくと節税ができると聞きましたが本当でしょうか。

A：役員に対する賞与は、法人税法上、損金に算入されませんが、使用人兼務役員に対して支給した賞与であれば、その使用人部分に対する賞与は損金算入できます。

役員にはできるだけ使用人としての職制上の地位を与えて、節税しましょう。

【解説】

使用人兼務役員とは、部長、課長、工場長、支店長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としても職務に従事する役員をいいます。

ただし、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、監査役等、その他同族会社の役員のうちで一定の者は使用人兼務役員になれません。

役員のうち、使用人兼務役員についての税法上のメリットは次のようなものです。

(1)使用人兼務役員に対して支給される賞与のうち、使用人としての職務に係る金額（相応の金額）が損金に算入できます。

ただし、この場合、他の使用人の賞与支給時期に同時に支給し、損金経理することが要件とされています。

(2)(1)の損金に算入される賞与は、賞与引当金の繰入の対象とすることができます。

